

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成28年(ヨ)第 2138 号 仮処分
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、
債権者に金30万円
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮
に開示せよ。

債務者は、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ。

平成 28 年 7 月 22 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 崇 島 誠 二

当事者目録

〒

債権者 石塚 朋子
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目2番8号
虎ノ門琴平タワー5階
物部法律事務所 (送達場所)
電話 (03) 3595-1147
FAX (03) 3595-1148
債権者代理人弁護士 海野 卓也

367998

シンガポール共和国 プレイフェア ロード 80 カ
ポ ファクトリー ビルディング #07-15
(80 PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY
BUILDING SINGAPORE (367998))

債務者 パケット モンスター インク ピーティーイー エルティーディー
(PACKET MONSTER INC. PTE. LTD.)

上記代表者取締役 エフエンディ アーメッド ハリス メリカン
(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

発信者情報目録

1. 別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を投稿した際の I P アドレス
2. 前項の I P アドレスを割り当てられた電気通信設備から債務者の用いる
特定電気通信設備に前項の各投稿記事が送信された年月日及び時刻



投稿記事目録

1 URL

<http://awabi.2ch.sc/test/read.cgi/net/1464657307/>

番号 : 1 投稿日時 : 2016/05/31(火) 10:15:07.17

2 URL

同上

番号 : 19 投稿日時 : 2016/06/01(水) 12:26:01.12

3 URL

同上

番号 : 21 投稿日時 : 2016/06/01(水) 12:40:19.05

4 URL

同上

番号 : 205 投稿日時 : 2016/06/18(土) 17:45:40.40



これは正本である。

平成 28 年 7 月 22 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 千葉文彦

